

平成27年度府中市子ども・子育て審議会第5回利用者負担等検討部会 議事録

▽日時 平成27年11月4日(水) 午後5時30分から午後7時00分

▽会場 府中市役所 北庁舎3階 第2会議室

▽出席者 委員側 近藤会長、原口副会長、木下委員、坂田委員、柴崎委員、鈴木委員、田中委員、長崎委員、平田委員、横山委員(10名)

事務局側 桜田子ども家庭部長、田中子ども家庭部次長、前澤子育て支援課長、市ノ川子育て支援課長補佐、小森保育支援課長補佐、酒井学務保健課長、塚本保育支援課支援計画係長、須田保育支援課認定給付係長、河野学務保健課学務係長、徳永保育支援課認定給付係職員、田村保育支援課認定給付係職員

▽欠席者 米澤委員

(開会)

事務局

ただいまより平成27年度府中市子ども・子育て審議会第5回利用者負担等検討部会を開催いたします。

(※事務局 資料確認・説明)

では、会長、よろしくお願いいたします。

会長

皆さん、こんばんは。今日は第5回目ということで、これより検討部会を開催したいと思います。

初めに、本日の委員の出席状況及び傍聴希望者につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

本日の会議は、委員定数11名のうち、米澤委員から欠席のご連絡をいただいておりますので全部で10名、出席委員数が過半数に達しておりますので、子ども・子育て審議会条例第8条第2項の規定により、有効に成立することをご報告いたします。

次に、本日の検討部会の傍聴でございますが、府中市子育て機関等の会議の公開に関する規則により、11月1日号の「広報ふちゅう」及び市ムページで募集をいたしましたところ、今回応募はありませんでした。

会長

ありがとうございます。

(次第1 議題(1)利用者負担等に係る論点について)

それでは、次第を見ていただいて、最初に議題の「（１）利用者負担等に係る論点について」ということで、まずは事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、第５回利用者負担等検討部会次第に基づきましてご説明をさせていただきます。

（※資料１４－２ 「利用者負担等に係る論点について」説明）

会長

ありがとうございました。

前回、皆さんからいろいろいただいたご意見を反映させていただいて、市の視点の資料の説明をいただきました。

今ご説明いただいたところについて、ご質問ないしご意見などありましたら、ぜひお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

先ほど市から説明がありましたが、今回と次回とで全体をまとめていくというようになります。特に今説明された点についてお気づきのことがなければ、とりあえず先へ進めさせていただき、その中でまた全体のそれぞれの課題の修正すべき点とか加えるべき点ということで、ご意見をいただくということによろしいでしょうか。

（次第１ 議題（２）答申（案）について）

次第の「（２）答申（案）について」に入っていきたいと思います。

あと２回ということで、この間、副会長さんを含めて事務局を通して連絡をとり合いながら、皆さんの論点というか、全体を少し整理するような形で、答申（案）のメモというものを資料１５という形で準備を事務局でしていただきましたので、少しずつ区切りながら市から説明をいただき、皆さんと内容のご確認を進めていきたいというふうに思います。

それでは、事務局より、答申（案）についての説明をよろしくお願ひしたいと思います。

事務局

（※資料１５ 「答申（案）について」説明）

会長

ありがとうございました。

今の「はじめに」及び「Ⅰ 府中市の現状について」について、まずは取り上げていただき、中心的なことだけお話をいただきました。これについては、この検討部会がスタートするまでの経過あるいは府中市の現状ということで、特にそれほど大きな問題はないかとは思いますが、何かお気づきのところがあればご意見、ご質問などお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、次のページに行きまして、「Ⅱ 1号認定（幼稚園等利用）の利用者負担額について」というところですが、これはずっとそれぞれの課題についてかなり議論してきていることですので、ちょっと細かく区切りながらいろいろと確認をしていきたいと思います。それでは、事務局、説明をお願いいたします。

事務局

（※資料15 「答申（案）について」説明）

会長

ありがとうございます。

それでは、今説明いただいた「Ⅱ 1号認定（幼稚園等利用）の利用者負担額について」の記載されている内容、基本的な考え方、今までのご議論を含めながら表現はされているとは思いますが、何かご意見やご質問があればお願いしたいと思います。

前回、新制度のいろいろな課題ということについても議論しましたので、そういうことを踏まえながら今後また別の機会にということで、そういうふうなご意見が出されたということを反映させた形で表現していただいたということです。

ご意見ないようでしたら、次に進みます。次の、「Ⅲ 2・3号認定（保育所等利用）の利用者負担額について」、これはかなりさまざまな内容がありますので、このことについて、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

（※資料15 「答申（案）について」説明）

会長

ありがとうございました。

「Ⅲ 2・3号認定（保育所等利用）の利用者負担額について」ということで、内容はたくさん項目がありますが、いずれも皆さんで議論してきたことを整理していただいた内容だと思いますが、何かご質問あるいはご意見等があればお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

委員

①—（2）の一番下の段落で「ただし、料金差を大きくすることで、短時間を選択する利用が増えると、保育園に支払われる給付費や委託料の減につながり、保育の質の低下につながるのではないかと懸念があります」というのがよくわからないんですけども、教えてください。

会長

そのところを、事務局から、説明いただけますでしょうか。

事務局

標準時間と短時間で入園されている方で、園に支払われる金額が短時間の方が低いということがありますので、例えば園に対するこちらから支払う額として短時間の方が多くなると、それだけ園の収入というか、園に支払われるお金、こちらから支払うお金の金額が下がるといことです。それによって例えば、保育士の配置とかが変わってしまうのであれば、保育士がいるべきところ、今までいたところがいなくなったりすると、質が下がるのではないかという懸念がある、というのがご意見であったのかなというふうに思っておりますので、それを記載したという形になります。

委員

その前段の「支払われる給付費や委託料の減につながり」というのは、減額するのはわかるのですが、例えば短時間を選択する利用者が増えると委託料は減になるけれども、配置する職員も減らしていいんじゃないですか。ローテーションをするから人が足らなくなるということなんでしょうか。そもそも、短時間というのは8時間の方々ですよ。その方々が増えるというのは突然増えるわけではないですよ、配置されるわけだから。

そうすると、8時間の人が増えて11時間の方が減るといのがわかっているならば、職員の配置を変えるなり、またパートの人を減らすとかということをするれば、委託料は減るけれども、出る経費も減るといのが普通なんじゃないでしょうか。それイコール保育の質の低下につながるというのは、イコールではないのではないのでしょうか。

今、保育士がなかなか集まらないというようなことを世の中で言われていますが、保育士が集まりやすくするには、長く働くとか忙しく働くよりも、余裕を持って働いたら「よい保育士が集まり、逆に保育の質は上がるんじゃないのか」と言われたときに、どうやって答えるんでしょうか。

会長

そうしたら、市でちょっと教えていただきたいんですが、実際に今現在のこの標準時間と短時間の方、今年度を20日とした時点ですけれども、どんな割合になっているかということと、それからわかる範囲でいいんですけれど、市として今後の見通しといいますか、どんなふうになると考えられるかということで、もし事務局で何かお考えがあったら教えていただきたいと思います。

事務局

では、まず状況、現状と見通し、その辺を先にご説明させていただきます。

27年度からこの標準時間と短時間という区分になりまして、現状ですと金額が1.7%の差しかないというところもあります。全体の入園者数のうち、大体1%程度の4,500人ぐらいの入園者の中で今、40人から50人程度が短時間の認定という形になっております。国では、標準時間と短時間で大体7対3ぐらいを想定して金額等は見込んでください、というような新制度が始まる前の説明が資料等にはありました。

ほかの資料でも金額を1.7%以上差をつけている市の状況を聞きますと、始まったばか

りということもありますけれども、やはり1割程度ぐらいは短時間の認定をご自身で選ばれているという状況です。

会長

ありがとうございました。

委員

「ただし、」より前は、よくわかるんですけども、「ただし、」の後で、これは保育園の経営に影響をすることの言いたいのか、その保育の質の低下というのは、もっと多様なものだと思うんです。例えば府中市としても、保育は短時間の8時間を基準とするほうを選んでくれたほうが支出は減るわけだから、市としてもとてもうれしいことじゃないですか。11時間保育園にいるよりは、一般論としては8時間でおうちに帰ったほうが、子供たちの負担も少ないし。イコール保育の質ということにつなげて文章を書くというのは、どうも納得できないんですね。

例えば11時間働く人たちというのは一日8時間労働だから、ローテーションをしてやっけていくわけですね。そうすると、そのローテーションをする人たちをたくさん雇わなきゃならないから、お金もかかるということで、それが減ってきてもっと早く帰れるとか残業をしなくて済むと言え、保育士の待遇面でも改善をされて、非常に保育としては「質が向上する」と言うならわかるんですが、イコール保育の質の低下につながるというのは、お金が入らないから経営がうまくいけなくなるとか、経営に影響するからよくないということですか。そうすると、そもそも11時間を想定して経営をしないと、保育園の経営はできないようなシステムになっているんですか。その辺をちょっと教えてください。

事務局

今の関連で、保育士の配置基準のところについて、若干ご説明をさせていただきます。

委員がおっしゃるような現実の側面はございますけれども、保育士の配置につきましては、0歳から5歳までの年齢別に定員というものを設定するようになってございます。これは標準保育か短時間保育か関係なく、部屋の大きさですとか、もろもろのことから「0歳児は何人」などの定員を設定させていただきます。それにつきまして、0歳ですと「保育士が3対1でつきます」というところがありまして、これも8時間のお子さんなのかどうか関係なく、職員をそろえるということになります。

したがって、定員ベースで職員をそろえなければいけないんですけども、個々のお子さんに関し、一人一人の単価で保育所の運営費をお渡しする場合には、8時間の短時間保育のお子さんについては単価が下がりますから、必要な人件費よりも公定価格でお出しする額より少し個々には減ってくるということです。つまり、ざっくりと申し上げると、定員にあわせて必要な配置基準をそろえると、11時間解消に相当する運営費が相対としては必要なんですが、その中で個々の短時間認定の方がお入りになると、減る要素が出てくると。大ぶりの話としては、そのようになりまして、それで質のところの話につながるということになります。

事務局

ちょっと表現がわかりづらいところが当然ございますので、きょうご意見をいただきましたことについて、次回までにこの辺をちょっと直させてはいただくんですが、できれば認可保育所の代表として委員がいらっしゃっていますので、少し経営のところも触れていただいても構わないのかなとも思うんですが、ぜひご意見をいただければと思ってございますので、よろしくをお願いします。

会長

ありがとうございます。
ではご意見を、お願いします。

委員

これは保育の質という問題とはまた違った事情になるとは思いますが、確かに、私どもは、お子さんに対する職員数が決まっています、そこに対しては標準時間と短時間という区別がないものですから、収入が当然下がるということになります。

先ほど、委員さんがおっしゃったように、いいところもあるんですけども、それが先ほども説明があったように「3対1」というように定数が決まってくれば、それなりのクラスができるんですけども、クラスができる人数ではないんです。短時間の人は1割しかないものですから。その1割のときに誰が保育に当たるかという結局、非常勤の職員がそこに当たる場合が恐らくあり得るだろうと。どこでもするという話ではないんですけども、あり得ると。非常勤の保育士が子供たちを見るという前提で考えると、1つのクラスをつくるというところまでは人数がない、というのはひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

以前、収入が減ると職場改善ができないんじゃないか、というお話だったというふうに記憶がありますので、それをつけ加えさせていただきます。

会長

ありがとうございました。
ほかの委員さんは、どうですか。

委員

今年度は標準時間と短時間認定を保護者が選べるようになっていますが、来年以降はそれがどういう選択になるか、まだわからないと思うんです。

私も働く立場、預ける立場から考えますと、例えば年度途中で標準時間の方が短時間になった場合、どうしてもそこに職員が必要なくなると。そうなったときに、保育所で働く方たちが「今月は何時間で大丈夫です」「来月は短時間が増えるので、この期間は来なくて結構です」と言われる職員がいるとなると、それもどうなのかなと思います。その辺、来年は保護者にどういう選択ができるかによって、やっぱり受け入れる施設も職員の配置とかを考え

ていかなくはないので、そうすると自然と——質の低下につながるかどうかはわかりませんが、その辺の懸念もあるのかなというふうにはちょっと思います。

会長

来年度に向けた入園等のこともこれからだと思いますが、今の前半のご質問にも当たるかと思いますが、来年に向けての短時間、標準時間との対応というのは市としてはどうでしょうか。今年と同じような対応ということではよろしいでしょうか。

事務局

来年度に向けてのこれからの標準時間と短時間の制度の運用ですが、「こういう場合には標準時間にしてください」「こういう場合には短時間にしてください」という、大もとのルールは国が設定していますので、そこはそのまま国のルールどおり運用して、できればより保護者の方にやりやすい、保護者もサービスを選択できるような制度にしていきたいなどは考えております。しかし、まだ始まって半年というところもあるので、できるだけ保護者に利便性の高い制度にしていきたいなと考えているという状態です。

会長

ありがとうございます。

私も意見をお伺いしているんですが、先ほど委員さんから出されましたように、運営経費の影響を少なくするということは大事だけれども、その問題を直結的に保育の質が云々というふうになっちゃうところに、こういういろんな考え方が出てきちゃうかというご指摘だったと思うので、例えば最後の「ただし、」から4行の中の2行目あたりの内容を削って——例えばですよ、要するに料金差を大きくするということが、その運営経費の影響ということとの関連を少し整理して書いておくということで、保育の質をどう考えるかというのは本当にさまざまな視点がそこに出てくると思うんです。

なので、もうちょっとそこは注意深く表現するような形で、あるいは真ん中の行をちょっと削除するようなことも含めながら、保育の時間が2つのパターンになることは今の新制度のかなり大きな柱ですので、そのことがもたらす「運営経費の影響ということになるべく考慮する必要がある」というふうな表現にしておけば、そこで保育の質が低下するのではないかという表現でなくても済むのかもしれないと、皆さんの意見を聞いていて思ったんです。

①は、これは私の個人的な意見になってしまうんですが、新制度の中で保護者から見て時間単位でそうになってしまうということは、非常に課題が大きいかなと思うんですよね。例えば、11時間となると、今まで直接的に11時間必要のない人も「11時間預けられるんだから」みたいなことになってしまったり、あるいは短時間という場合に、いつもその時間を把握しなければ、毎日毎日時間との闘いみたいな感じになると、どうしても長時間になって延長料金とか、そういう問題が出てきますので。

だから、その辺がかなり新制度の中の課題かなと、私も前から思っているんですけど、あまり今いろいろそういうことを言ってもしょうがないので、とりあえず、その2つのパターンの中における、この運営経費の差というものがあまり大きな課題にならないように、

影響を少なくするというようなまとめ方をするというところでどうでしょうか。

いずれにしても、その4行ぐらいをもうちょっと修正をさせていただこうかと思いますが、よろしいでしょうか

委員

保育の質に関係したところで、①—(3) 認証保育所と地域型保育事業に異なる料金を設定する、というところなんですけど、府中市は地域型はこの計画の中ではそれほど増えていかないということなんですけれども、ここに書いてあるところで「このようなことから、地域型保育事業について、認可保育所と異なる料金の設定をすることが必要と考えます」というところ、これは認可保育所よりも安くする、というふうにとれるんですよね。つまり、質が低いからそれ相応の保育料で安くする、みたいな安かろう悪かろう的な、そんなふうにとれるんです。

現実には、運営費の面では決められているわけですから変わらないんですが、親の負担が変わるということで、運営自体は変わらないんですよね。そうすると、私は、認可保育所と同じ水準でいいんじゃないかなというふうな感じがしています。先ほど何回か論じましたけれども、質が低いから保育料が安いんだというのは、新しい制度の考え方からはちょっと違うのかなという気はします。ですから、そういう議論にとれる部分をもうちょっと抜いたほうがいいのかというふうな気がしました。

会長

ありがとうございます。

今の一番最後のところで、市から、もう少しご説明があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

事務局

今の地域型保育事業の部分については、保育の質の人的な部分というよりは、やはり設備的な部分で、認可保育所に必要な設備まで整わない小規模な事業に対しても認可をしていく、という制度になっているということから、広い意味で、設備も含めて質となると「質が違う」ということがあるのかなとは思いますが。どちらかというところ、そういった面積や設備的な部分の違いというのが、やはり認可保育所に比べて小規模になりますので、その部分に差があるということ——それが全体としてサービスの提供に差があるということで、金額に差をつければという形で記載をさせていただいたところになります。

委員

結果的に安いといいますか、いわゆる保育料の安い施設というふうになってしまうと、そこに集中するなり、結果的にそうなることが何かこうちょっと違和感があるという感じなんです。何というか、「今後、検討していく」というぐらいの文章にしておけばいいのかというふうな気がするのですが。

会長

今の件について、もう少し何かございますでしょうか。

現状として、これからの部分だと思いますけれど、地域型保育事業というものの基準があり、それに見合う形の料金設定がされていくんですが、今の田中委員さんのご意見というのは多分、認可保育所とそこを比べて「高い・低い」みたいな表現でないほうが、地域型保育事業に見合った形の料金体系みたいな表現などがいいのかなというふうに、お伺いして思っていたんですが、どうでしょうか。

そうしたら、その部分、①—（３）のところの部分ももう少し表現を修正するようにして、つまり「地域型保育事業に見合う形の料金設定」ということで、殊さらそこに認可保育所と何か比べるようなことをあまり強調されないような表現方法をもう少し工夫するということで、また事務局と練り合いたいと思いますので、よろしいでしょうか。

それでは、ほかのところも含めまして、右側の②、③、④、⑤あたりも含め、ご意見やご質問をいただければと思います。

委員

戻って恐縮なんですけど、①—（２）で、今回1.7%の差をという国の基準のところ、これは全然否定をするわけではなくて、11時間と8時間の差なんですけど、預けるほう、働いているほうからすると、実は8時間の短時間で預けるためには、通常よく企業では8時間の勤務という中で、これは現実的に無理だとなると、企業において短時間勤務制度、要は6時間になったりとかという制度を適用しないと、多分これは短時間で預けることはできないと。

それで、できる限り親元で子供は育てたほうが良いという観点からすると、「標準時間を」というほうには行かないんですが、今のこの会議は子ども・子育ての視点からですが、恐らく男女共同参画の観点からすると、金額は短時間が安いけれども、無理なので、どうしても標準時間になってしまうというような、そんな考え方が出てくる可能性もあるなど。

実際に預ける側を考慮し、検討というか、ここを設定するに当たり、検討段階でそんな議論が事務局サイドであったのか、なければいいですが、あったら何か教えていただければというところなんです。

会長

ありがとうございます。

事務局で、もしそういうご意見があったのかどうか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

事務局

この標準時間と短時間の時間の設定については、市というよりは、国の新制度の議論の中で11時間というのが、いわゆるフルタイムの勤務の方で通勤時間も含めて必要だと考えており、一日当たりに必要な保育の実施時間として定められております。短時間の8時間というのは、どちらかというパートの勤務を想定していて、通勤時間を含め、例えば5時間か6時間ぐらいの勤務に通勤時間を含めて8時間の保育時間ということで、その2区分が定め

られております。それ以外の細かい区分にすると制度が複雑になってしまうので、2区分でというのを、この新制度の制度設計の中で国でも議論されていたというのを、資料等で確認しているというところであります。

ですので、こちらの議論というのは、時間の設定については、どちらかというところ全体の制度の中で設定されたものかなというふうを考えております。

委員

ありがとうございました。恐らく「安いほうがいいだろう」、「短時間が安くていいや」などということになったときに、預ける身からすると、そんな意見も出るかなと思いましたが、この場でちょっと質問させていただきました。ありがとうございました。

委員

今の確認なんですけど、私もすっかり忘れちゃいましたけれども、短時間は週に何時間働けるんでしたっけ。20時間でしたか。すごく短いんですよね。だから、本当にパート向きですよ。

会長

今の時点で事務局、何かお願いします。

事務局

一応、就労だけで保育を必要として認定をするという部分でいうと、週でいくと12時間ではないでしょうか。なので、月に48時間の就労でも「保育が必要だ」という認定をするという時間になります。

委員

そうですね。

会長

ありがとうございました。どうぞ。

委員

先ほど「地域型保育事業に見合う」という言葉を挙げていたんですが、①—(1)の一番下なんですけれども、「0歳児クラスの料金を1・2歳児と比較し、高く設定する必要があると考えます」という意味がわかりにくいというふうには思いました。配置基準に応じたというなら話はわかるんですけども、「高い・低い」というのは、ちょっとそぐわないかなというふうには思いましたので、ご意見させていただきました。

会長

ありがとうございます。

要するに先ほどの認可保育所と比べて「高い・低い」ということではなく、それなりの年齢に見合った単価と、そういう表現ですね。

委員

はい。

会長

そこを含めながら、またちょっと全体で見ていきたいと思います。

あと②以下、②、③、④、⑤あたりも含めて、いかがでしょうか。細分化ということは大分この会議でも議論してきて、それは実務的にも、それほど不可能ではないんだというようなご説明があったと思います。一応②、③、④、⑤という形で、階層区分の細分化あるいは引き上げ等も含め、議論を整理していただいという状況になります。

そうしたら、1ページめくっていただいて、「IV その他」でございます。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(※資料15 「答申(案)について」説明)

会長(近藤幹生)

ありがとうございます。

この「IV その他」のところについて、ご意見、ご質問などお願いしたいと思います。いかがでしょうか

副会長

ただいまの説明の②で、改定時期を「9月」ということで明示してありますけれども、これは大丈夫ですかね。「9月」と具体的に明示しておるのも一つの案ですけど、「できなかったことも考えて」というふうに言ってしまうとちょっと不適切かもしれないんですが、「速やかに」とか、あるいは、もうちょっと時期を、幅を持たせるというような表現が必要であれば、もう少しご検討いただけたらなと思います。

会長

この辺の時期的な問題に対する考え方ということで、ちょっとご意見などがあればいただきたいと思います。どうでしょうか。

私の立場からしますと、部会として考え方をいろいろ議論するのはできるんですけど、あまりまた明確にいつからとか、そういうことはちょっと、そういう表現をしちゃっていいのかなという気持ちも、なきにしもあらず。ただ、せっかく議論してきたことを、何となくこのままというのもちょうと不明確な点もあるので、例えば今、副会長さんがおっしゃったように「その時期も含め、ちゃんと考えなさい」みたいなまとめがいいのか、それともこうやって、ある程度「何月ごろ」というふうにしたほうがいいのか、皆様のご意見をいただ

ければと思います。お願いします。

委員

時期を切ったほうが良いと思います。平成11年にやって以来ずっとやれなかったんですから、時期を切らなかつたらやらないと思います。私は、切ったほうが良いと思います、冒険ですが。これは意見です。

それから、もう一つこれは質問なんですが、その他の一番下に「高所得階層については」と割合と何カ所か出ているんですが、これは利用者負担等の基準でいうと、市民税の25万6,301円以上という人が高所得者となるんですか。この高所得層というのが、一般市民の高所得というのと補助金上の高所得というのとは一致しているかどうか分からないので、もし書くのならば「基準の何々以上」とか、そういうふうな明確なものがあつたほうが良いような気がします。

会長

その辺は大事な部分だと思いますが、事務局は何かありますでしょうか、高所得階層という部分について。

事務局

これまでの部会で資料でお示ししておりますけれども、私どもの保育料が14階層がございいます。端的に申し上げますと、高所得階層というのは最低限のD14、一番上のところが高所得階層というところに当たると思います。その下の13ぐらいもどうか、というのが今後の具体的な検討の中に入ってくると思いますけれども、14階層でいきますと、年収ですと、およそ930万円程度の方の階層が高所得階層ということでございいます。

それとあわせて改定の時期の話ですけれども、今後の所用の手続をもろもろ踏んでいくと、平成28年というのが最短で実現の可能性があるということで28年の9月、最短で区切りのところで「28年9月」というふうに書かせていただいているという事情がございいます。よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございます。

事務局

実は前のページでは「最高所得階層区分」ということで、明確に今事務局からご説明させていただいた「D14階層」というところが当てはまるんですが、多分このその他は「高所得階層」「低所得者層」と、こちらで会長、副会長とご相談して作らせてですが、あまりよい表現ではないかなと思いますので、これも見直しをさせていただきましてお示しをさせていただければと思います。

会長

ありがとうございます。

やはり私も、そのD14とか年収とか、そうやって具体的に客観的に書けるものがあつたら、その方がより正確な表現なんじゃないかと思imasので、そこら辺も含め、また検討していきたいというふうに思っております。

「IV その他」のところ、何かご意見はありますでしょうか。

では、1ページ進んでもらって、「V 附帯意見」のところに行きたいと思imas。

では、事務局、お願いいたします。

事務局

(※資料15 「答申(案)について」説明)

会長

ただいま説明がございました「附帯意見」のところ、何かご質問あるいはご意見があればお願いしたいと思imas。

特になければ、ちょっと最初に戻っていただいて、区切りながら確認をしていきたいと思imas。

まず、「はじめに」というところと「I 府中市の現状」というところは、先ほどお読みいただいた、また説明いただいた経過ということで、これについてはよろしいでしょうか。

次に「II 1号認定(幼稚園等利用)の利用者負担額について」という、そのこの箇所でお気づきの点があればお願いしたいのですが、よろしいですか。

次に、「III 2・3号認定(保育所等利用)の利用者負担額について」のところですが、私でちょっと気づく範囲の補足を幾つか申し上げて、また皆さんにお諮りしたいと思imasが。

一つは、IIIの中で、真ん中から下ですけれど、①の(2)の「ただし、」以下の4行あたりのところ。「保育の質の低下」という形の直結するような表現ではなくて、修正の内容ということを少し検討させていただきたいということが一つです。

それから、そのページの、①—(3)から次のページにかけての「地域型保育事業について」というところの料金設定については、その「基準に見合う」といった表現という形を含めながら、もう少し表現を適正なものに変えていくと。

同じように、ちょっと戻ってしまいますが、そのページの①—(1)のところ「比較し高く設定する」というふうなことにつきましても、例えば「基準に見合う」とか、そういった形の表現に修正をするように考えていきたいと。

それから、3点目として「最高所得階層区分」という表現のところ、⑤のところにもありますし、次の「IV その他」のところにもございますので、そこら辺についてももう少し具体性のあるもの、あるいは正確さの工夫というようなことで表現を加えていきたいというふうに思っております。

一応、議論として確認したところなんですけれども、まずはそこまでの「III 2・3号認定(保育所等利用)の利用者負担額について」というところで、先ほどの議論を含めながら、もう少し表現を変えるとといった、主な修正点はそこらあたりだったかなと思imasが、何か

落としているような点あるいは、ぜひつけ加えたいような点はございますでしょうか。

委員

その⑤のところなんですけれども、これは人数のお話になって、何か理念がないなということを感じました。これだけ人数が多いから負けちゃうよと、そういう理論に見えるので。基本的に保育料というのは応能負担なので、応能負担の理念があればいいかなというふうに感じました。

会長

ありがとうございます。

今のご指摘は、⑤のところの「D14階層の人数は他の階層の人数よりも多い状況です」という表現よりも、むしろ階層に基づく応能負担という考え方をきちっと表現しておけば、それでいいのではないかというご意見だったかなと思います。では、それも含めて、もう少し修正をしたいと思います。

委員

①—(3)の認可保育所と地域型保育事業に異なる料金を設定する、というところも、一番上に「市の認可事業として、地域型保育事業が新たに規定されました」ということですから、市が確認してやっているということで、これにこそ「保育の質の低下につながらないように」というような文言を、どこかに入れるべきじゃないかなというふうに思います。

会長

今のご指摘は、①—(3)の本文の中の「市の認可事業として、地域型保育事業が新たに規定されました」という表現なので、これは今回の新制度は地域型保育事業も含めて全部、市町村が実施主体なんですよね。ですので、それぞれの支援新制度に基づく事業に見合う単価設定を行うわけなので、そのことを明記して、その際、今の委員さんのご意見を取り上げれば「保育の質の低下を招かないような配慮をする」ということを、むしろここにうたってほしいというご意見でしたね。

委員

はい、そうです。

会長

ありがとうございます。

会長（近藤幹生）

それが結構大事な部分だと思いますので、そういうことを加味するような、この「認可保育所」と「地域型保育事業」というようなところでの見出しも含め、ちょっと考えたいと思います。

委員

②で、「近隣他市を参考に」と、これまでの料金利用の中で、生活保護世帯だとか非課税世帯は各市で違いますよという論議があって、「近隣他市を参考に全体的な負担水準の見直しをする」と。これを読んでいくと、どうしても数字的なところでその部分が高市との差があったかと思えます。結果的に「見直す必要があると考えます」となっているので、根本的にそっちに行ってしまうのではないかと。

現状、府中市におけるところが別に悪いわけではないと思う部分もあるので——ここはちょっと抽象的な表現になってしまうんですが、変えることありきではなくて残す部分もあるかと思ったものですから、最終的には「見直す必要があると考えます」というふうに言い切ってしまうところが、そっちの方向に行ってしまうのではないかなと思ってしまったもので。

会長

大事な問題なので、今のことに関してもう少しご意見があれば、皆さん、お出しいただけますでしょうか。

事務局、何か今の点に関して、もしも説明があればお願いします。

事務局

確かに見直す区分ありきということではなく、ここは当然ながら検討していただきまして、最終的にはそのご意見をもとに私どもが市の方針として出させていただくものでございますので、ここも表現を少し変えさせていただくように、考えさせていただきます。当然ながら最後は、市で方針を打ち出してということになりますので、この委員さんからいただく答申の中ではちょっと表現を変えさせていただければというふうに思いますので、検討させていただきます。

委員

見直すことありきであれば、この表現でよかったとは思ったんですけども、もし見直さない部分もある中で「この表現だと」ということもあったものですから、そういった意見でした。済みません。

会長

今のご指摘をいただいたようなことも含め、もう少し、この委員の中の認識ということだと思いますので、ちょっと表現上のこともあわせて考えていきたいというふうに思っております。

ほかには、この②の2・3号認定のところは、よろしいでしょうか。

そうしたら、1ページめくっていただいて、「Ⅳ その他」のところですが、そこはいかがでしょうか。

先ほどの話の中では「高額所得者」「高額階層」という表現と、それから改定時期も「28年9月を目処とする」ということをうたっておいたほうがいいのではないかとご

意見でしたので、皆さんがよろしければそれで確認しながら、そういうことも具体的に表現をしたいと思っておりますが、このその他のところでいかがでしょうか。

委員

①の認証保育所利用保護者補助金についてなんですけれど、この文章で「認証と同水準ではなく」というのが2カ所に書いてあり、繰り返し書いてあると。今まで認証保育所の連絡会で要望していたのが「できれば同じ水準にしてください」ということでずっと要望してきて、こんなふうに強調されちゃ困るなどというのがありますので、真ん中にある「ただし、」から始まる、この2行を削除していただくのがいいかなと思います。

会長

今のご説明では、「その他」のところの上から7行目と8行目、「ただし、認証保育所は、定員設定など認可保育所とは異なる役割のある施設であり、認可と同水準ではなく、バランスを考慮することが必要です」という、その2行を削除したらどうかというご意見でした。どうでしょうか。

これは部会としてのまとめなので、皆さんがそういう趣旨でよろしければ、これを削除するという方向でよろしければ、私はそれで確認ができればと思いますが、よろしいでしょうか。

事務局

今の「ただし、」のところの2行を削除ということもあるんですが、多分その下の4行も繰り返ししているところもございまして、この2行と、その下の4行を「高所得階層」というところも踏まえてちょっと表現を変えさせていただくように、また次回お示しをさせていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

会長

ありがとうございます。

今のご説明ですと、この2行と、その下の「高所得階層」云々のところの4行あたりも含めて、もう一度表現を見直して準備をしたいというふうなことでするので、よろしいでしょうか。

ほかに、「IV その他」のところ、いかがでしょうか。

では、一応ご確認いただいたということで、次の「V 附帯意見」のところ、ここはいかがでしょうか。大体よろしいでしょうか。

それでは、次回、最終回ということになりますので、その場合は今修正を必要とするといったところの中身をまたきちっと直しながら、皆さんにお示しをしていきたいというふうに思っております。同時に、実際の答申（案）というものに近いような形式的なところも、また事務局と相談をしていきたいというふうに思っておりますが、今日出された点を一つ一つ確認しながら、次回の会合の中でまた練り上げていきたいというふうに思っております。

何か全体を通して、言い忘れた点ですとかご意見、ご質問はありますでしょうか。

委員

資料のことです。申しわけないですが、資料14—2のところで、⑧の家庭的保育事業等についての市の視点のところなんですけれども、金額で先ほどの皆さんの流れからいくと「1割～2割程度少ない額とする」というのが、もう少し何か表現を考えていただければありがたいかなというふうに思います。この流れの中でよろしくをお願いします。

会長

⑧の家庭的保育事業等についての、市の視点の一番最後の行だと思います。「1割～2割程度少ない額とする」という、その表現の仕方ということですね。

委員

はい。

会長

それをちょっと考えてほしいということで、検討していきたいというふうに思っております。

今のようなことでも結構ですので、全体を通していかがでしょうか。答申（案）並びに、この資料14—2も含めて結構ですが、よろしいでしょうか。——はい。

そうしたら、予定されている内容は以上なんですけど、事務局から、その他の部分で何か連絡事項があれば、よろしく願いいたします。

事務局

それでは、その他ということで、事務局より2点確認させていただきます。

（※ 事務局説明）

会長

ありがとうございました。

今回は、11月25日水曜日の午後5時30分ということで、最後の会合ということになりますので、先ほどの修正点を含めまして最終確認の場になるということで、お運びいただきたいと思います。

それでは、以上で第5回の検討部会を終了させていただきます。大変どうもご苦労さまでした。